第９回小田原市市民活動推進委員会　会議録

１　日時：令和８年７月 30 日（木）午前 10 時 00 分～午前 11 時 40 分
２　場所：おだわら市民交流センターＵＭＥＣＯ　会議室７
３　出席者：前田委員長、林田副委員長、永尾委員、田代委員、椎野委員、北村委員、島田委員、安藤委員
　　事務局：安藤課長、菅原係長、城戸主査、菊地主事
４　欠席者：高島委員
５　資料：
　・次第
　・資料１　　他市比較と本市の検討課題

６　会議内容
■　開会
■　議題（１）諮問事項「市民活動のさらなる展開を促進するための支援の充実について」
委 員 長：議題（１）諮問事項「市民活動のさらなる展開を促進するための支援の充実について」に入る。それでは、事務局から御説明をお願いしたい。
（事務局　資料１に基づいて説明）
委 員 長：「本市における簡易な補助制度の検討事項」に入る前に、「他市比較」等の資料について、何か意見や質問はあるか。
委　　員：他市の成果について、各コースの募集件数や成立件数、単年度の予算は聞き出せるのか。
事 務 局：令和７年度の各市における予算額や採択数については調査を行っている。上野原市は、予算額が 300 万円、採択数は 32 件。久喜市は、認定実績が 600 万円ほどで、採択数は 14 件。久喜市は基金方式を採用しているので、予算額がいくらという方式ではない。御殿場市は、予算額が 200 万円、実績が８件。うち、はじめの１歩事業が２件。日野市は、予算額が 55 万円、採択数が４件、うち２件が若者とのことであった。川口市は、予算額が 195 万 5000 円、採択数が２件。川口市については採択数が少ないと思ったが、令和６年が３件、令和５年が４件で、１件あたりの補助額が大きく、予算額に対して妥当な採択数と考える。
委 員 長：「①審査主体」について、何か意見や質問はあるか。募集方法によっては随時募集とすることも考えられるが、現行の補助金は、募集期間をあらかじめ定め、締切後に市民活動推進委員会で第一次審査を行い、通過したものが第二次審査に進む仕組みとなっている。随時募集とした場合、市民活動推進委員会の開催回数の関係から、実際に審査を行えるのかという課題もある。現状では、受付時期についてどのように考えているのか。
事 務 局：新しい制度については、ほかのコースと同様に第一次審査やプレゼンテーションを実施するのであれば、一定の期間を設けて募集する必要があると考える。一方、まず委員の皆様の意見を確認したうえで、審査基準を定めていただき、その基準に基づいて市や中間支援組織である指定管理者が審査・交付する仕組みであれば、委員会で審査する必要がないため、募集時期にかかわらず随時交付することも可能である。市の方でも審査の際、ダブルチェックを行う。
委 員 長：募集方法は、第１期・第２期のように期間を分け、年間予算のうち第１期で採択した件数や残額を踏まえて、第２期の募集を行う方法など、さまざま考えられるため、検討の余地がある。また、先ほど中間支援組織に審査主体をお願いする場合に、行政側でダブルチェックを行うという話があったが、その具体的な方法について確認したい。
事 務 局：審査主体を中間支援組織に任せた場合でも、補助金の交付は市の役割であるため、中間支援組織の審査結果をそのまま採用するのではなく、市でも確認を行う必要がある。まずは中間支援組織で審査を行い、その審査書類を市が受け取り、委員会で作成した審査基準に沿って、おだわら市民交流センターＵＭＥＣＯ（以下、「ＵＭＥＣＯ」）が適切にチェックしているかを確認する流れである。
委　　員：以前関わっていた川崎市では、公益財団法人かわさき市民活動センターが市から補助金の交付を受け、その財源を活用して市民公益活動への助成を行う仕組みがある。現在の川崎市の制度でも、同センターが実施する助成事業に対して市が補助金を交付する仕組みが要

綱上定められている。小田原市においても、中間支援組織かつ指定管理者であるＵＭＥＣＯが、市に対して事業として補助金を申請し、交付された予算の範囲内でＵＭＥＣＯが審査・交付まで行う仕組みとすることは可能なのか。

事 務 局：指定管理料の中でＵＭＥＣＯ事業として実施することが可能であれば、その方法は考えられる。一方、指定管理という形態を取っている以上、補助金相当額だけをＵＭＥＣＯに交付し、その後の補助金の審査・交付をＵＭＥＣＯに任せるという設計は難しいと考える。

委　　員：ＵＭＥＣＯが行った審査結果について、市は改めて審査するのではなく、形式要件を満たしているか、制度上の要件に合致しているかを確認するという認識でよいか。

事 務 局：そのとおりである。

委　　員：それならよいかなという感じがする。また、市民活動推進委員会には事後に報告していただく等にして、委員会での審査はなしでよいかなと考える。

委　　員：神奈川県では、設立 10 年以内のＮＰＯ法人に一律 30 万円を伴走支援として交付する制度があり、市町村の中間支援センターが審査の一部を担っている例がある。ただし、規模が大きいため、小田原市に当てはめられるかは分からない。また、これまでの審査では、スタートアップコースとステップアップコースが同じ基準で審査されることで、スタートアップコースの団体が不利になる面があると考える。平塚市では、スタートアップコースと２回目以降の団体を分けて審査しているため、小田原市でも同様の方法が考えられる。スタートアップコースについては担当課での審査も良いと思うが、小田原市は補助対象となる事業の目的が多岐にわたるため、担当課のみで審査することには難しさがあると感じる。

委　　員：平塚市において、小田原市でいうスタートアップコースとステップアップコースを別々に審査する場合、予算との関係はどのようになっているのか。

委　　員：予算については、おそらくスタートアップコースとステップアップコースで、それぞれ別に予算を設定していると思われる。

事 務 局：平塚市では基金で運用しているため、基金の中で審査を分け、スタートアップコース分として必要な額を切り崩す方法を取っていると思われる。小田原市では現状 200 万円の予算額が決まっているため、その中で細かく区切るべきかについても検討する必要がある。

委　　員：予算総額が限られる中、第一次審査の申請額が 200 万円を超える状況が生じているため、スタートアップコース分として一定額を確保するなど、予算配分が課題となる。スタートアップコースを優先し、形式要件を満たし平均６点以上であれば交付する方法もあるが、申請数が多くすべてが基準を満たした場合、ステップアップコースの採択が難しくなるため、バランスを取る必要がある。また、簡易な補助制度については、担当課の地域政策課が審査する方法が現実的である。相談や申請の受付はＵＭＥＣＯが担い、受け付けたものを地域政策課に提出して審査することで、手続きが分かりやすく、全体的な労力も抑えられる。

委　　員：申請窓口と審査をＵＭＥＣＯが担うという話があったが、ＵＭＥＣＯは現在、事業協会と市民活動を支える会による共同事業体である。実際には、現在の補助金に関する業務は事業協会が担っており、市民活動を支える会が相談を受けた場合でも、補助金に関する相談として事業協会へ案内する状況となっている。そのため、市民活動を支える会が中間支援組織として活動しているにもかかわらず、その専門性や役割が十分に活かされていない現状がある。この点について、行政としてどのように考えているのかを伺いたい。

事 務 局：中間支援組織が審査まで担うのはどうかと考える。ただし、審査を行うことで、申請内容を確認する意識が生まれるとともに、事業協会だけでは専門的な判断が難しい場合に、市民活動を支える会に相談するなど、共同事業体内での自然な連携も期待できる。

委　　員：現状かなり乖離が大きい中で、見切り発車で始めるのも問題かなという感じがする。

委　　員：制度開始当初から事業協会側が受付を行っていた。その状況を改善するため、中間支援組織として団体の活動状況を把握し、イベント参加などを通じて市民活動を支える会の関与を段階的に増やしてきた。最終的には活動結果の報告を行い、関与を広げてきたものの、制度開始時から業務を担わせない状態が続いており、現在もその状況にある。

委 員 長：ＵＭＥＣＯのあり方については重要な論点であるため、改めて議論することとする。今回の意見を踏まえると、審査を地域政策課が担当するのが望ましいと考え、その方向で進め

ることとしたい。「②審査方法」については、より簡易な制度を目指すなら、書類審査のみでよいと考える。川崎市では、スタートアップコースに該当する上限 10 万円の助成について、現在は書類審査のみで選考を行っている。

委　　員：今回の検討事項の目的は、市民活動の裾野を広げることである。そのため、初めて市民活動に取り組む団体にとって、プレゼンテーションは負担やハードルが高いと考える。活動のきっかけを作り、申請しやすい制度とすることを考えると、プレゼンテーションは実施しなくてもよいのではないかと考える。

委 員 長：こちらは書類審査のみという方向でよいか。

（異議なし）

「③補助上限額と上限回数」と「④補助率について」は連動する部分があるため、併せて意見を伺いたい。現在、最も低いスタートアップコースの補助額は 10 万円である。今回さらに簡易な制度とすることから、それより低い金額を想定している。４万円という金額は地域アクションいきいき補助金（以下、「いきいき補助金」）の上限額であり、これに縛られる必要はない。補助回数は、基本的に１回とする考えである。「１団体１回」と「１事業１回」の２通りがあるが、スタートアップコースは「１団体１回」に変更しているため、今回も「１団体１回」がよいと考える。補助率については、現行のスタートアップコースが 100％であることから、より簡易な制度も 100％とするのがよいのではないかと思う。

委　　員：いきいき補助金の想定は、自治会向けなのか。

事 務 局：こちらの把握では、自治会向けに限定したものではなく、地域活動に該当する活動であれば交付可能という認識である。

委　　員：地域活動に一歩踏み出すための補助金であり、既存の団体に所属していなくても、２人以上の市民が地域のために何か活動したい場合に、申請・交付の対象となるものである。

委　　員：例えばＮＰＯ法人が申請してもよいということか。

委　　員：そのとおりである。例えば特定の地域で何かをやるということであれば可能である。

委　　員：市民活動と地域活動の違いの整理が論点となる。最終的に両者を統合することが可能なのか、また、現在のいきいき補助金を市民活動として名称変更し、補助率を 100％とする方法も考えられるのではないか。

事 務 局：市民活動と地域活動の区別は非常に難しく、現状ではその判断基準が明確ではない。また、今回は諮問事項として簡易な制度を検討することとなっているため、まずは新たな制度として、市民活動推進委員会で検討してもらいたいという趣旨で議題としている。

委　　員：これまでスタートアップコースに申請した団体の中には、特定地域に特化した活動を理由に採択されなかった事例もある。そのため、いきいき補助金のような制度は有意義である。団体にとって制度の情報収集は負担となるため、市民への効果的な情報伝達が重要である。例えば、まずいきいき補助金を活用し、活動を続ける中で活動を広げたい場合に、団体を組織化して次の段階の制度を活用するといった流れを示せるとよい。現在の市民活動・協働応援制度補助金に新たにコースを設けることは、必須ではないと考える。

委　　員：いきいき補助金については、永続的な制度を前提としているわけではなく、まずは地域活動の一歩目として、試行的な補助制度の実施と考えている。簡易な市民活動向けの補助制度との統合も見据えながら、今後の制度のあり方を検討していく必要があると考えている。

委　　員：先着順で、予算到達で終了との記載があるが、予算額はいくらであるのか。

委　　員：今年度は 32 万円で、８件分である。

委　　員：担当課が同じであるため、制度を統合することは可能なのか。一本化した上で、現在のいきいき補助金を地域限定コースとし、自治会・町内会の範囲で活動するものを対象とする。一方、それ以外の活動については、小田原市全域への波及効果などを必ずしも求めず、より広い範囲を対象とするという整理も考えられる。

委　　員：まさに現在のいきいき補助金は、一定の地域に限定した取組を対象としている。一方、市民全体を対象とする活動については、やはり市民活動の補助金として整理している。

委　　員：いきいき補助金を２年間利用した経験がある。市民活動のスタートアップコースは市内全域を対象としているため、活動規模が大きく、まずは地域の居場所づくりから始めたい場

合には申請が難しいと感じていた。その際、いきいき補助金は地域を対象としているため、地域の居場所づくりに活用することができた。活動が軌道に乗った段階で、市民活動のスタートアップコースを活用して、より大きな活動基盤をつくるという流れが考えられる。また、地域限定の活動については、地域政策課が自治会等の地域活動につなげて支援できるとよい。こうした流れを考えると、いきいき補助金は地域活動を担当する部署で引き続き扱い、市民活動の補助制度とは分けておく方法がよいのではないかと考える。

委　員：いきいき補助金について何件ほど応募があったのか。

委　員：去年は 10 件分の予算があった。その中で９件交付している。今年度は８件分の予算を取っていて、現在募集しているところである。

委　員：現在のいきいき補助金とは別に、市民活動を対象とした、より簡易な補助制度を新たに設けるということであるか。

委　員：そのとおりである。ただし、今後の検討次第では統合もあり得る選択肢かなと思う。

委　員：いきいき補助金については、市民活動であれ、自治会でも良しとの認識でよかったか。

委　員：一定の地域に限定した取組であれば、「いきいき補助金」の対象となる。

委　員：いきいき補助金については、まず第一歩として、地元の顔の見える範囲でやっていただいて、それを少しずつ広めていくというきっかけづくりとなる。

委　員：地域外にも活動を広げられるものであれば、市民活動・協働応援制度補助金の対象とし、地域に特有の取組であれば、自治会等の組織内の予算で実施できるという整理ができそう。

委　員：スタート段階では、現在のいきいき補助金のような簡易的な制度を活用し、その後、活動内容に応じて振り分ける方法がよいのではないかと考える。市民活動として発展するものは、既存のスタートアップ等の制度につなげ、地域に特化した活動については、別の担当係やまちづくり側で支援する形式である。このように２つの方向に整理し、いきいき補助金を将来的に市民活動側の大枠につなげるものと、地域に特化した活動としてまちづくり側につなげるものに振り分けることで、新たな制度を増やさずに対応できると考える。

委　員：現在、いきいき補助金は実施後の報告書提出のみのため、実施団体が活動を行って終わってしまう面がある。そこで、ＵＭＥＣＯや地域政策課などの第三者が活動後も伴走支援を行うことで、その後の活動について、市民活動の発展もしくは地域活動の発展かを整理できるのではないか。これにより、次の段階へとより効果的につなげられると考える。

委　員：一本化については、現時点で結論を出すものではないため、今回出された意見を両論併記して整理し、今後考えられる選択肢としてまとめていただきたい。また、いきいき補助金については、昨年度は９件の実績があり、今年度も受付中であるが、その実績や状況について市民活動推進委員会には特に資料は提出されていない状況であると思う。

事 務 局：第３回委員会の際に交付件数等についてはお示ししたが、細かくは記していない。

委　員：地域限定の活動についても、どのような取組が行われているのかを委員会で共有することで、共通理解の構築につながる。そのため、今後の委員会において、昨年度の９件の実績について、実施地区、取組内容、交付額を一覧にして提示していただきたい。

委　員：チラシの交付事例を見ると、地域の交流イベント、地域内のカフェ、みかん農園のプロジェクトなど、取組内容は多様である。そのため、活動内容によっては、市民活動の方に振り分けることも考えられるのではないか。

委　員：例えば、Ａ自治会、Ｂ自治会が同様の取組を行ったことを共有すれば、市内での市民活動として挙げられると考える。

委　員：例えば、Ａ自治会が地域の課題を解決するための活動について補助金を申請した際に、Ｂ自治会も同様の課題を抱えていることが分かった場合、両自治会が連携して活動を行うことで、そこから市民活動へ発展していくことが考えられる。

委　員：自治会単体では市民活動向けの補助金を交付できないが、Ａ自治会とＢ自治会の構成員が一緒になって活動を始めれば、市民活動として両自治会が連携して取り組むことができる。

委　員：いきいき補助金の存在をあまり認識していなかったが、市民活動の補助金審査に携わる中で、両制度を並べて考えると、これまで市民活動として採択された事業についても、改めて整理する必要があると感じた。例えば、前回採択された鴨宮の商店街活性化の取組は、鴨宮の商店街という特定の地域を盛り上げるイベントであったため、地域活動に該当する

ものではないかと感じた。これが他の商店街へ波及するきっかけとなるなら市民活動と考えられるが、実は地域に特化した事業だったのではないかと思う。これまで市民活動として扱ってきた事業の中にも、地域活動として整理できるものがあるのではないかと感じた。

委　　員：「かもフェス」は鴨宮商店街が主体であるが、誰でも参加可能で、波及効果が見込めるため、活動場所が限定されていても問題ないと考える。一方、地元商店街のみを対象とし、広報もほとんど行わない場合は、効果が認められず不採択の可能性がある。これまでも、一定の波及効果が見込める場合は対象としてきた。

委員長：次に、補助金額や補助率については、「⑦その他」の制度の建てつけと併せて検討する必要がある。何か意見はあるか。

委　　員：個人的には、スタートアップコースの補助額を減らして採択件数を増やすと、下の「いきいき補助金」と同じような制度になってしまうため、その方法はあまり考えにくいと思う。

委　　員：補助額は下げてもよいと考えるが、補助率 100%は維持してほしい。また、原則として一団体１回の補助であることを踏まえると、補助額を下げる場合も極端な引下げは難しいと考える。なお、書類審査のみとすることには賛成である。

委　　員：現在のスタートアップコースをそのまま維持した上で、簡易な新たな制度を設けるのがよいと考える。その場合、別途予算を確保できるかという課題があるが、委員会として消極的な案を示すのではなく、答申において新制度の創設を求める答申を行い、その予算については最終的に市長のトップダウンに期待するという方向がよいのではないか。

委　　員：小田原市において基金を得ることはできるのか。

委　　員：過去にこの委員会でも基金導入の可能性を検討したことがあるが、運用は難しいとの結論に至った。実際に基金を運用している自治体でも、取り崩しているケースが多い。

委　　員：平塚の基金については、パチンコ店など、社会貢献活動の一環として拠出するケースが多い。茅ヶ崎では「市民活動げんき基金」を運用して、市民などからの拠出を募っているが、運用がうまくいっているかは分からない。

委　　員：予算上の制約を当面考えないのであれば、現在のスタートアップコースは残した上で、より申請しやすい新たな制度を設ける方法が考えられる。その場合、新制度の上限額を「いきいき補助金」と同じ４万円に合わせる必要はないのではないか。

事務局：補助額については、いきいき補助金と合わせる必要はない。また、現在 90%であるいきいき補助金についても、100%にできる可能性があるか検討する必要がある。その上で、補助額を変えつつ、補助率 100%とする別の制度を設けてもよいと考える。

委　　員：いきいき補助金が補助率 90%となった理由はあるのか。

委　　員：補助率 100%についても検討したが、団体にも一定の責任を持って取り組んでもらう必要があるため、10%は団体に負担してもらう、あるいは参加料を徴収する形式にしている。

委　　員：市から自治会に対して毎年交付しているお金を、補助率 90%における団体負担分の 10%として充てることはできるのか。

委　　員：理論上は可能である。

委　　員：市民活動団体と地域団体を比較すると、地域団体の方が一定の財政的余裕がある一方、市民活動団体には、活動内容は良いものの資金に余裕がない団体もある。そのため、補助率を 90%とするのは適切ではなく、補助率はやはり 100%とするべきであると考える。

委　　員：補助額については、より簡易な制度として、切りのよい５万円を上限とし、５万円でも事業を実施したい団体を対象とする形式はどうか。

委　　員：いきいき補助金が４万円であるので、倍の８万はいかがであるか。

委　　員：８万とすると、スタートアップの 10 万を残す前提だと差があまりない。

委　　員：現行のスタートアップの金額の変更についてであった。スタートアップについては 10 万円で確定であるのか。

委員長：スタートアップについては、10 万円で来年度募集することを想定している。補助額を変更する案もあるが、来年度から減額であると期待している団体に申し訳ないと考える。

委　　員：承知した。

委　　員：スタートアップコースを残す場合、簡易な補助制度との違いをどのように設けるかが課題となる。現在のスタートアップコースには「団体設立から３年以内」または「事業開始か

ら１年以内」という要件があるため、簡易な補助制度も同じ要件とするのであれば、両制度をどのように差別化するかについて議論する必要がある。

委 員 長：簡易化するのであれば要件は緩和することが前提となる。本日時点では具体的な叩き台がないため、次回以降に検討したい。現時点では、簡易な補助制度について「補助率100%、上限５万円、１団体１回」を仮の方向性とし、確定事項とはせず、今後改めて意見を伺うこととしたい。次に、「⑤交付のタイミング」について意見を伺いたい。

委　　員：予算枠を別に確保することを前提とするのであれば、年１回の交付ではなく、随時交付や年４期・２期に分けるなど、テンポよく交付できる仕組みがよいと考える。特に、全体として十分な予算が確保されるのであれば、随時交付が最もよいと考える。

委　　員：事業によっては、特定の時期に実施したいものもあるため、年１回の交付では不自由な部分があると考える。

委　　員：予算年度が４月から３月までであることは変わらないとしても、例えば年末前に事業を実施したい団体が、随時交付の制度を利用して４月に申請し、５月に交付決定を受けた上で、実際の事業実施は12月とすることは可能なのか。

事 務 局：可能であると考える。

委　　員：早いうちに事業を実施する団体が有利となってしまうので、留意しないといけない。

事 務 局：いきいき補助金については、随時払いであるのか。

委　　員：そのとおりである。申請があり、交付決定がされた場合には、随時交付している。

委　　員：現行の仕組みでもよいと考える一方、年度末にイベントを実施する場合、交付決定から開催まで数か月空き、その間、団体が補助金を保有することになる点は検討が必要である。そのため、ひとまず上半期・下半期のように分けて交付する方法も良いかなと思う。

委　　員：例えば、５万円を10団体分として50万円の予算を確保した場合、第１期・第２期のように前半・後半に分け、前半は予算の半分を上限として交付し、後半は前半の残額を含めて交付する方法も考えられる。早い者勝ちを避けることで、年度当初には事業計画が固まっていなかったが、検討を重ねた上で年度後半に事業を実施したい団体も対象にできる。

委　　員：補助金の交付を受けたが、自己資金を集められたので不要となった団体を減らすことができる。補助金制度としては非常に優しい。一般の助成金でも、上期下期に分けるというのはすごく少ない。子どもゆめ基金を見ていると事務局は大変なのではと思う。

委　　員：年に４回等細かく分けると大変である。

委　　員：団体が必ずしも年度当初に事業を思いつくわけではなく、実際の現場を見ながら考え、行動につなげていく場合もあるため、半期ごとに機会を設ける方がよいと考える。

委 員 長：ステップアップコースは、毎年同様の事業を実施する団体が多く、年間スケジュールを把握している場合が多い。一方、今回は初めて取り組む団体を想定しているため、第１期・第２期のように年２回募集する方が申請しやすいと考える。そのため、募集は年２回とし、概算払い等の詳細は、次回以降に検討したい。補助額についてはどうか。

委　　員：５万円というのが、ほかの制度との兼ね合いも踏まえてよいのかなと思う。

委 員 長：現時点では、５万円程度として検討するとしていただければ思う。次に「⑥実績報告の方法」についてはどうか。また、「報告は不要であるが、ほかの交付団体の発表見学を促す」との選択肢については書類での報告はするとの認識でよいか。

事 務 局：そのとおりである。報告会での報告が不要という形式である。

委　　員：発表形式は申請団体にとって敷居が高いため、次の段階からとし、簡易な書類による実績報告に加え、補助金を受けて事業を実施したことが分かるよう、模造紙などで活動内容を一目で分かるように掲示する方法が望ましいと考える。

委　　員：市民活動団体はやはり結構忙しい。特に６月頃は活動が集中する上、開催日が土日であることも負担になると考える。そのため、実績報告は報告書のみとするのが良いと思う。小田原市の税金を活用した活動であるため、報告書を市のホームページで公開するなど、活用方法を考えるのが重要であると思う。

委　　員：次の新しい人たちのきっかけとなるようなものを作ってくださいとするのが、よいと思う。

委　　員：最終報告がこのくらいなら自分たちもと思える動機付けにつながるとよい。模造紙１枚を提出して、ＵＭＥＣＯの入り口に貼る方法も面白いと感じた。やはりハードルが高いのか。

委　　員：ハードルが高いというよりも、報告のための作業が団体にとって負担になることを懸念する。自身も複数の補助金を利用しているが、どれだけ申請が簡単な制度でも、最終報告時には実施時の画像の提出を求められ、その画像を公開することが条件となっている。
委　　員：情報公開制度で申請があったら、出さないといけない。
委　　員：開示請求がなくても、積極的に情報を提供するのが基本である。
委 員 長：では、書類のみにして、書式は今後検討するとしたうえで、また、極力活動の状況が分かるような写真を添付していただく。そして、その書類は公開が前提となるというのを明確にあらかじめ示しておく形式でよいか。「⑦その他」については、現行制度はリニューアルしてからあまり時間が経っていないため、数年後に一度振り返る必要はあるが、現時点で大きく制度を変更する必要はないと考える。このような整理で問題ないか。
（異議なし）
委 員 長：そのほか御意見がある方はいるか。
委　　員：現在、スタートアップコースとステップアップコースは同じ申請書のフォーマットを使用している。新たな申請しやすいコースを設ける場合、紙媒体や既存フォーマットにこだわる必要はないと考える。既存フォーマットは簡単そうに見えるが、内容整理が必要であり、団体にとっては困難な場合もある。一方で、活動の見直しや計画立案につながる利点もあるため、既存形式に限定しない申請方法の検討が望ましい。
委 員 長：より簡易な制度とする場合、現在の申請書類のどの部分をどのように簡略化するかについては、今後検討する必要がある。制度の方向性がある程度明確になった段階で、具体的な制度設計を進める必要があると考える。来年度６月に答申書を提出することを踏まえ、新たなより簡易な補助制度を最短でいつから開始できるのかについても確認したい。
事 務 局：答申書をもとに予算要求をするので、予算が確保できれば、令和 10 年度から可能である。
委　　員：次年度から申請できるようにするのであれば、別紙などで、より簡易な申請書類の様式まであらかじめ作成しておく必要があるという認識でよいか。
事 務 局：ある程度審査基準や審査のフォーマットを揃えた状態で答申を提出すること考えている。
委 員 長：承知した。

■　その他

委 員 長：その他について、事務局からお願いする。
（事務局　今後の会議日程の確認等）
※今後の会議日程等は次のとおりとする。
第 10 回委員会・・・８月 27 日（木）午前　ＵＭＥＣＯ
第 11 回委員会・・・10 月 30 日（金）午後　ＵＭＥＣＯ
第 14 回委員会・・・３月 20 日（土）終日　ＵＭＥＣＯ

委 員 長：全体を通して何か意見や質問はあるか。
委　　員：かながわ県民活動サポートセンターの相談窓口では、小田原地域の団体からの相談が増えており、今週もＮＰＯ法人を取得したばかりの団体から会計相談があった。その際、ＵＭＥＣＯでも対応可能と案内したが、団体から「ＵＭＥＣＯでは相談に対応してもらえない」と言われた。法人格取得に関する相談も、内容によってはＵＭＥＣＯで対応できると考えているが、団体側にはＵＭＥＣＯの相談対応への信頼が十分にないと感じている。小田原から横浜までの移動は負担であり、オンライン相談を案内しても、対面相談を希望する団体も多い。そのため、ＵＭＥＣＯの相談対応力について、より真剣に考える必要がある。ソーシャルコーディネートかながわによる出張相談を単に頼るのではなく、良い機会として、相談対応力をどう高めていくかを考える姿勢が重要である。小田原では良い活動を行う団体が増えているので、今後の検討において意識してほしい。
委 員 長：先ほどの発言については、地域政策課からＵＭＥＣＯへ伝えることも考えられるが、この委員会でも過去に何度かＵＭＥＣＯの機能強化を議題としているため、今後、機会を設けて改めて議論する必要があると考える。自身も複数の中間支援組織の代表者と話す中で、最近のＵＭＥＣＯについて心配しているという声を耳にしているため、どこかで

ＵＭＥＣＯの機能向上について真剣に議論する必要があると考える。

■　閉会